

## 愛媛県立松山中学・松山東高同窓会関東支部会則（今回改訂予定はアンダーライン）

- 第1条 本会は愛媛県立松山中学・松山東高同窓会関東支部と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り母校との関係を密接にし、その発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は次の会員で組織する。
1. 愛媛県立松山東高等学校（普通科）卒業生
  2. 愛媛県立松山第一高等学校卒業生
  3. 愛媛県立松山第一高等学校併設中学校卒業生
  4. 愛媛県立松山中学校及び前身校卒業生
- 第4条 本会は愛媛県立松山東高等学校内に置かれた同窓会本部の支部として、関東地区在住の会員による関東支部としての位置付けとする。
- 第5条 本会は目的を達成するため次の事業を行なう。
1. 各種の会合を催すこと
  2. 会員名簿及び会誌を発行すること
  3. その他適当な事業
- 第6条 本会は毎年1回総会を開く。ただし、必要により臨時総会を開くことがある。
- 第7条 総会においては会務を報告し、会則変更及び本会の目的達成上必要な事項を審議する。本会における決議は出席者過半数の賛成を以てする。
- 第8条 本会に次の役員を置く。
- |     |    |      |     |      |     |
|-----|----|------|-----|------|-----|
| 支部長 | 1名 | 副支部長 | 若干名 | 会計   | 若干名 |
| 監事  | 2名 | 事務局長 | 1名  | 年次幹事 | 若干名 |
- （注）支部長の任期は原則として2期4年までとし、諸般の事情による場合は3期6年までとする。その他役員の任期は1期2年とし、再選は妨げない。
- 第9条 支部長は総会で会員中より選挙する。その他の役員は支部長がこれを委嘱する。
- 第10条 母校の校長は顧問とする。なお本会に功労のあったもので支部長が推薦し役員会で認めるときは顧問として委嘱する。
- 第11条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 支部長は会務を統括する
  2. 副支部長は会長を補佐し諸般の会務を司る
  3. 会計は会計及び決算を担当する
  4. 監事は会計を監査する
  5. 事務局長は支部長の会務を補佐する
  6. 年次幹事は会員を代表し会務に参加する

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

- 第13条 1. 会員は年会費として金2,000円を納入するものとし、納入期限は、  
原則として9月末日とする。  
2. 傘寿年度以降の会員の会費は免除とする。  
3. 夫婦会員の場合 年会費は夫婦で3,000円し、夫婦のどちらかが傘寿会員となった  
場合、残りの一方は、一般会員として取り扱う。

(平成10年9月17日施行)

(平成12年7月15日改定)

(平成13年7月14日改定)

(平成14年4月1日改定)

(平成21年7月18日改定)

付 則 1. 夫婦会員の場合、支部事務局からの諸連絡は夫婦連名で行う(『関東明教』の送付・総会の案内等)。ただし、会員として通常会費を納付したい場合はこれを妨げない。

2. 関東支部の所在地及び支部長は以下の通りである。

所在地 〒225-0021 神奈川県横浜市青葉区すすき野 1-4-6-201 上野光保 方

支部長 上野 光保

補足事項